

長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）

【条例】

は、法と条例の違い

【法】

対象事業の種類		規 模	
		第1種事業	第2種事業
道路の建設	—	(高速道は法対象へ)	—
	自動車専用道路	新設 すべて 三遠南信自動車道(青崩峠道)	—
	県道等	4車線以上かつ 長さ 10km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上
	一般国道、県道、林道等	—	森林の区域等 2車線以上かつ 長さ 10km以上 木曾川右岸道路
ダム		貯水面積 50ha以上	森林の区域等 貯水面積30ha以上
鉄道の建設	—	(新幹線は法対象へ)	—
	鉄道・軌道(特殊含む)	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上
飛行場の建設	陸上飛行場	設置すべて	—
		滑走路の新設すべて	—
		滑走路の延長 長さ 500m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上
工業団地の造成	※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
住宅団地の造成	※	面積 20ha以上	—
別荘団地の造成	※	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
スポーツ又はレクリエーション施設の建設	ゴルフ場	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
	スキー場	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
	運動競技場 遊園地 その他のスポーツ又はレクリエーション施設	—	森林の区域等 敷地面積 30ha以上 かつ 土地形質変更面積 10ha以上
	※	—	—
廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力4t/時以上	—
	産業廃棄物焼却施設	長野広域連合ごみ焼却施設他	—
	し尿処理施設	処理能力 250kl/日以上	—
	一般廃棄物 最終処分場 産業廃棄物 最終処分場	埋立面積 5ha以上 又は埋立容量 25万m ³ 以上	—
下水道終末処理場の建設		面積 15ha以上	—
流通業務団地の造成		面積 20ha以上	—
土地区画整理事業	(都市計画に定められないものを含む)	面積 100ha以上	面積 75ha以上
	※	—	森林の区域等 面積 30ha以上
工場又は事業場の建設	製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	排ガス量 10万m ³ /時以上 又は排水量 1万m ³ /日以上	—
土石の採取及び鉱物の掘採		面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
		—	—
		—	—
風力発電所の建設		出力 1万kw以上	—
		—	—
複合事業 (上記※印の面的造成事業の複合事業)		上記※印の第1種事業の要件の面積比の値の合計が1以上であるもの	上記※印の第2種事業の要件の面積比の値の合計が1以上であるもの
上記に準ずるものとして規則に定める事業		—	—

対象事業の種類		規 模	
		第1種事業	第2種事業
道路の新設及び改築	高速自動車国道	すべて 中部横断自動車道	—
	(自動車専用道路)	—	—
	一般国道	4車線以上かつ 長さ 10km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上
	林道	幅員6.5m以上かつ 長さ 20km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ 15km以上
ダムの新築、堰の新築及び改築、河川工事	ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上
	堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上
	湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha以上	湖沼開発面積 75ha以上
	放水路	形状変更面積 100ha以上	形状変更面積 75ha以上
鉄道、軌道の建設及び改良	新幹線鉄道	すべて リニア中央新幹線	—
	普通鉄道・軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上
飛行場及びその施設の設置又は変更	飛行場	設置 滑走路の長さ 2500m以上	設置 滑走路の長さ 1875m以上
		滑走路の新設 長さ 2500m以上	滑走路の新設 長さ 1875m以上
		滑走路の延長 長さ 500m以上 かつ延長後 長さ 2500m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上 かつ延長後 長さ 1875m以上
		面積 100ha以上	面積 75ha以上
工業団地造成事業 (首都圏近郊整備法等)		面積 100ha以上	面積 75ha以上
新住宅市街地開発事業 (新住宅市街地開発法)		面積 100ha以上	面積 75ha以上
		—	—
		—	—
廃棄物最終処分場		埋立面積 30ha以上	埋立面積 25ha以上
流通業務団地造成事業 (流通業務市街地整備法)		面積 100ha以上	面積 75ha以上
土地区画整理事業		面積 100ha以上	面積 75ha以上
		—	—
		—	—
公有水面その他の水面の埋立・干拓		埋立面積 50ha超	埋立面積 40ha以上
新都市基盤整備事業 (新都市基盤整備法)		面積 100ha以上	面積 75ha以上
発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事	火力発電所	出力 15万kw以上	出力 11.25万kw以上
	地熱発電所	出力 1万kw以上	出力 7,500kw以上
	原子力発電所 水力発電所	すべて 出力 3万kw以上	— 出力 新姫川水力発電 2.25万kw以上
	風力発電所	出力 1万kw以上	出力 7,500kw以上
上記に準ずるものとして政令で定める事業		面積 100ha以上	面積 75ha以上